

令和3年第17回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和3年11月29日
開会午後1時32分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について
日程第4 報告第3号 農地法第30条の規定による利用状況調査の結果について
日程第5 議案第1号 現況証明願について
日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第3号 荒廃農地に係る非農地の判断について

3 出席委員（15名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
2番	那須信利君	3番	砂原一夫君
5番	渡邊修君	6番	武田政一君
7番	植田市子君	8番	壽見義忠君
12番	木原閱治君	13番	夏野善徳君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
17番	佐藤雅広君	18番	田中賢治君
19番	石田哲夫君		

4 欠席委員（4名）

1番	平野道教君	4番	岩田博教君
9番	長谷川保君	16番	竹村勉君

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

午後1時32分 開会

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第17回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、15名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、17番佐藤委員、18番田中委員のご兩名をご指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田 誠君） 本日の欠席委員でございますが、平野委員、岩田委員、長谷川委員、竹村委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第7までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定による届出が1件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本案について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が1件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細は調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番について壽見委員お願いいたします。

○8番（壽見義忠君） はい、継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま壽見委員より説明がございましたが、1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、報告第3号農地法第30条の規定による利用状況調査の結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第3号、農地法第30条の規定による利用状況調査の結果について、10月28日に実施した令和3年度農地の利用状況調査の結果、記載のとおり新たな遊休農地は確認されませんでしたのでご報告いたします。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。

次に日程第5、議案第1号現況証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 議案第1号、現況証明願について、このことについて記載のとおり願出が3件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

資料は、総会資料の1ページから10ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、担当委員より説明をお願いいたします。

1番について砂原委員お願いします。

○3番（砂原一夫君） はい、先だって現地を確認してきました。資料の方の2ページ、3ページですね。395番の5この部分なんですけど、●●●●の入り口からちょっと入っていった細長い畑で、ちょっと形が歪で多分というか作業機が大きくなってきて端の方までいけなかったうちに、なんか笹がかなり生い茂ってきたんで、原野化しているような状態でありました。今後の耕作も、なかなか難しいのかなと思いますので、農地以外で問題ないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま砂原委員より説明がございました。これより質疑を行います。1番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について、夏野委員お願いします。

○13番（夏野善徳君） 総会資料の4ページ、5ページ、6ページ、7ページなんですけども、場所を確認してきたところ、一部は道路になっておりました。あとの残りは原野化しておる状態を確認してきましたんで、農地ではありませんでした。よろしくお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま夏野委員より説明がございましたが、2番について質疑を行います。何かご

意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に3番について、田中委員お願いします。

○18番(田中賢治君) はい、資料の8ページ、9ページ、10ページに書いてあります畑、息子さんが庭の野菜畑に住宅を建てたいと。現状は、本当に建物と道路に挟まれて、とても畑として利用する価値がないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま夏野委員より説明がございましたが、2・・・

(「田中委員」と呼ぶ者あり)

あ、ごめんなさい。ただいま田中委員より説明がございましたが、3番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより1番ないし3番の3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番ないし3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第6、議案第2号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、本案の1番及び3番が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限に該当いたします。1番が渡邊委員、3番が私となっておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは1番及び2番並びに4番について事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) 議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められた4件の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

はじめに1番及び2番並びに4番についてご説明いたします。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、1番及び2番並びに4番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

1番及び2番並びに4番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について審議いたしますので、議長を富永代理と交代いたします。

○会長職務代理（富永克治君） それでは、3番について事務局の説明を求めます。

庶務係長、お願いします。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは3番についてご説明いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○会長職務代理（富永克治君） それでは3番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

以上で、私の役目は終了しましたので、議長を会長に戻します。よろしくお願いします。

○議長（千葉好弘君） 次に日程第7、議案第3号荒廃農地に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第3号、荒廃農地に係る非農地の判断についてであります。この非農地の判断につきましては農地利用状況調査の結果、農林水産省通知に基づく再生利用困難な農地があった場合は、総会において農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定を行うこととされておりますことから、議決を求めるものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料11ページから14ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長（千葉好弘君） 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任（渡邊崇雅君） それでは、ご説明いたします。

資料の11ページからとなります。12ページに対象地の地図を付けております。13ページに対象地の地番図を付けております。先月委員の皆様にもご参加いただきました農地法第30条による農地利用状況調査にて現況を確認していただいた場所です。所有者は平成20年に死亡しており、平成23年の利用状況調査にて遊休農地と判断されて以降、未相続の状態で借り手がなかなか見つからず平成27年には荒廃農地に判定され、現在に至っております。

資料の14ページをお開きください。こちらは農水省通知で、農地法の運用についての中からの抜粋でございます。第4の括弧3にありますとおり、農地利用状況調査において対象地が農地に該当しないと判断した場合は、関係機関に対しその旨を通知し、農地台帳の整理を行うこととされております。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。

本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（発言する者なし）

ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第17回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後1時49分 閉会